

# 公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター理事親睦会規程

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター理事懇談会という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センターに置く。

(目 的)

第3条 この会は、親睦、交流を図りシルバー人材センターの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 理事及び家族の慶弔

(本人死亡の場合2万円、病気等入院1万円及び妻の死亡1万円) 入院は1回に限る。

(2) 理事の親睦、交流会

(3) 歓送迎会

(4) その他必要な事業(理事会に諮り、決定した事業)

## 第2章 組 織

(理事の範囲)

第5条 この会は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センターの理事をもって組織する。

## 第3章 会 計

第6条 この会の会費は、毎月2千円を徴収する。

(1) 第4条第3号に事務局員が参加する場合は、会費の2分の1を徴収する。

(2) 特に必要のある時は、臨時会費を徴収することができる。

(3) この会の決算は、期末に行う。

(4) この会の担当は、総務部会とする。

附 則

この規程は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。